



防災カフェ ☕ 屋根の落雪事故に備えて

1年のうちで積雪量が一番多い2月下旬から、気温が上昇してくる3月中旬にかけては特に落雪に対する注意が必要です。

建物の屋根から落ちる雪や氷の塊やつららにより、歩道や道路が埋まるなどの場合には、歩行者がケガをしたり死亡につながる事故も起きています。

特に放置された空き家の屋根には大量の雪が積もっているため、軒先を通る場合には、雨だれや屋根雪が動いていないか確認するほか、軒先で子どもたちを遊ばせたり車を駐停車しないように注意してください。

また、屋根からの落雪事故を防止するためには、屋根に雪止め金具を設置したり、雪降しを適切に行うほか、注意看板を設置することも有効な手段の一つです。

屋根の雪降し作業時にも転落事故が多く発生し

ていますので、屋根の雪降しをする際は、転落防止の命綱を装着し、周りに人がいないことを確認するほか、万が一に備えて複数人で作業を行うことをお勧めします。

この時期は、雪に対するわずかな油断が大きな事故を引き起こす可能性があります。空き家も含めてご自分の所有する建物は、所有者の責任でしっかりと雪降しや注意喚起を行うなど、落雪事故を未然に防ぐ対応や行動を取ることが大切です。



●詳細 危機対策係 ☎27-7058

違法・迷惑駐車防止

ダメゼッタイ みんなが困る 迷惑駐車

- ①道路を狭くして通行の妨害になります。違法駐車があるために、交通渋滞を引き起こし、スムーズな車両走行ができなくなることがあります。また、歩道上駐車は歩行者の通行を妨げます。
- ②交差点付近での事故の原因となります。交差点付近の違法駐車は、通行する車両や歩行者の見通しを妨げ、交差点事故の原因となります。
- ③緊急車両の活動を妨げます。狭い道路に違法駐車があるときは、他の車両が通行不能となります。特に、消防車や救急車などの緊急車両の活動を妨げ、人命救助に重大な影響を与えます。
- ④歩行者事故などの原因になります。住宅街での違法駐車は、駐車車両の直前や直後から幼児、児童の飛び出しによる事故や、夜間には走行車両が駐車車両に気付かず衝突するなど、交通事故の原因にもなります。
- ⑤除排雪作業の障害となります。違法駐車が除排雪作業の妨げとなり、住民に迷惑をかけ、生活にも重大な影響を与えます。

●詳細 芦別警察署 ☎22-0110

#サイバーセキュリティは全員参加

政府では、毎年2月1日から3月18日まで「サイバーセキュリティ月間」としており、道警察においても、同期間中、サイバーセキュリティに関する広報啓発活動を集中的に推進しています。

近年、インターネット空間は、経済社会の必要不可欠な基盤となり、人々の生活にさまざまな恩恵をもたらしている一方で、ネットバンキングに係る不正送金事案や、偽サイトに係るフィッシング詐欺事案、ランサムウェア等の不正プログラム事案等、国民生活を脅かすサイバー犯罪の危険性が社会全体で大きく取り上げられています。サイバー犯罪の被害に遭わないようにするため、次の対策を実施しましょう。

- ①IDやパスワードは、自分自身でしっかり管理する
- ②パソコンやスマートフォンには、ウイルス対策ソフトをインストールする
- ③パソコンの基本ソフト（OS）やウイルス対策ソフトは常に最新の状態にしておく
- ④身に覚えのないメール等の添付ファイルやURLは開かない
- ⑤不必要なアプリや信頼のおけないサイトからソフトウェアをダウンロードしない
- ⑥定期的にバックアップデータを保存する
- ⑦オンラインショップでの買い物では、そのサイトが本物かどうかよく確認する

サイバーセキュリティは、一つの対策を講ずれば大丈夫という訳ではありません。複数の対策を併用し、また、危機意識を持って、インターネットを安全に利用しましょう。

●詳細 芦別警察署 ☎22-0110